



防 災 第 97 号
平成28年(2016)6月27日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

出雲市長 長 岡 秀 人

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」
に基づく意見について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
平成28年6月17日付 原第175号で照会のありました「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答いたします。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく
県からの意見照会への回答について

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき提出された、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設、第3系統バッテリー（以下、「特重施設等」という。）の設置に係る事前了解願いについて、原子力規制委員会に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことは、了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

I. 【1号機 廃止措置計画認可申請】

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) この度の申請については、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて万全な体制で臨むこと。
- (2) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (3) 発生する放射性廃棄物について、安全かつ適切に処分すること。
- (4) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すとともに、解体作業中の安全対策（耐震性や隣接する2号機の工事との調整等）を徹底し、プラント全体としての安全性の向上を図ること。
- (5) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (6) 原子力規制委員会の廃止措置計画認可申請の審査状況及び審査により変更・追加した内容については、適切に報告するとともに、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュール調整に配慮すること。
- (3) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者と立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置計画の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査すること。
- (3) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に審査すること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても早急に方針を示すこと。
- (5) 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても十分に審査すること。
- (6) 審査の結果について、関係自治体に対して丁寧な説明を行うこと。
- (7) 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整・支援すること。

Ⅱ. 【2号機 原子炉設置変更許可申請】

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 再稼働の具体的な動きが出るまでに、立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
- (2) 今回の申請を含め、現在行われている原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査の状況等について、引き続き適切に報告等を行うこと。
- (3) 特重施設等が設置されることによる機材の操作訓練等の増加を考慮し、適正な人員配置や人材育成等を行うこと。
- (4) 上記のほか、平成25年12月20日付 防災第69号で回答した内容について、適切に対応すること。

2. 県に求める事項

平成25年12月20日付 防災第69号で回答した内容について、適切に対応すること。

3. 県を介して国に求める事項

平成25年12月20日付 防災第69号で回答した内容について、適切に対応すること。